

事務連絡
令和2年4月24日

各指定管理者の長 様
各設置・管理許可者の長 様

兵庫県県土整備部
まちづくり局公園緑地課長

県立都市公園における新型コロナウイルス感染症対策について

令和2年4月24日に開催された第12回兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果を踏まえ、別添のとおり「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」の内容が改定されましたので、お知らせします。

本方針を踏まえ、下記のとおりご対応をお願いします。
なお、4月13日付けの事務連絡については廃止します。

記

1 対象期間

大型連休中（各公園で準備が整い次第～5月6日（水・祝））

2 施設

（1）屋内施設及び運動施設

閉鎖する。ただし、公園そのものは開園する。

（2）レストラン・売店等

営業を自粛する。

（3）遊具（健康遊具も含む）・駐車場（無料も含む）

閉鎖する。ただし、車でしかアクセスが困難な障がい者に対しては個別に対応する。

3 イベント等

（1）県及び指定管理者が主催するイベント等

中止又は延期する。

（2）上記（1）以外の者が主催するイベント等

許可を行わない。

4 その他

（1）露店等（移動販売含む）

許可申請を受け付けない（5月7日以降の許可分を含む）。

（2）まん延防止措置

「新型コロナウイルス感染症（COVID（コビッド19）の対策の徹底について」（令和2年4月23日付け国土交通省都市局公園緑地・景観課長事務連絡）も踏まえ、利用者への手洗いの推奨、密を避けた利用等の感染症対策に係る周知等をはじめ、まん延防止のための措置を徹底する。